事　後　調　査　報　告　書

令和８年９月29日

広 島 市 長　　様

事業者
住所　　広島市西区南観音７丁目１４番２０号
氏名　　株式会社　クリショー
代表取締役　　小島　隆司
電話番号　　082-292-2355

広島市環境影響評価条例第31条第３項において準用する同条例第30条第２項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
事後調査の種類	☑ 工事の実施中　　□工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙１のとおり
事後調査の結果	別紙２のとおり
環境保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策を適切に講じ、周辺環境への影響を最小限にとどめた。 なお、環境保全措置のうち「エビネ，キンランの生育適地への移植」については、平成27年までの事後調査の結果、これらの植物の消失を確認したため、実施が不可能になった。
その他	委託業者：株式会社　エヌ・イーサポート 広島県広島市西区己斐本町3丁目13番16号 代表取締役　長田　智久

（注）1　事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
2　事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
3　対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
4　記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

別紙 1

工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査方法等	調査地点及び調査頻度
1.水質	砒素	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環告59号)	沢水2地点（S11,S14)、処理前（浸透水)、処理前（沈砂池)、処理後の計5地点[注1)] （図-1,図-3,図-4参照） （調査頻度：砒素1回/月，鉛1回/年）
	鉛		
2.地下水汚染	砒素	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環告10号)	観測井戸4地点[注2)] 〔№.1,№.4-3,№.6-1(№.6-2),№.8-4〕 （図-2(1)，図-2(2)，図-3，図-4参照） （調査頻度：砒素1回/月，鉛1回/年）
	鉛		
3.土壌汚染	砒素	土壌溶出量調査に係る測定方法（平成15年環告18号） 土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環告19号）等	掘削予定地の土壌掘削時[注5)] 観測井戸設置時[注3)]
	鉛		

注1)：沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注2)：観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。
令和8年5月：観測井戸「№.6-1」が埋立てにより消滅したことから、上流に観測井戸「№.6-2」を掘削し、令和8年5月より採水開始。

注3)：注2で観測井戸を上流側に移設する場合はボーリングを利用して土壌汚染調査を行う。
・№.4-4井戸（R7.5設置，未採水）
・№.6-2井戸（R7.5設置，R8.5より採水）

注4)：事後調査計画書では、調査項目として植物（エビネ，キンラン）調査を挙げていたが、平成27年までの事後調査の結果、これらの植物の消失を確認したため、調査項目から削除した。

注5)：令和7年9月～令和8年8月まで掘削なし。

1. 水質調査

①浸透水処理施設

当該処分場では、産業廃棄物埋立て開始以前から観測井戸等で砒素及び鉛が検出されている他、埋立て開始後においても上流部の沢や浸透水からも砒素が検出されている。

これらは、地盤内に自然的原因により存在すると考えられるが、掘削土砂の覆土利用等による砒素の溶出も否定できないことから、砒素の周辺公共用水域等への拡散を防止するため、浸透水の処理施設（砒素）を稼働させてきたが、この浸透水処理施設の老朽化が著しく、砂による目詰まりも多く、砒素除去装置として効果が少なくなってきたため、令和６年６月に砂ろ過器等を備えた浸透水処理施設を設置したものである。

・設置場所・・・沈砂池の上部（沈砂池→中継ポンプ→処理施設）
・処理量　・・・最大 700 ㎥/日
・処理方式・・・凝集沈殿（前処理），高度処理（砂ろ過器），砒素除去装置

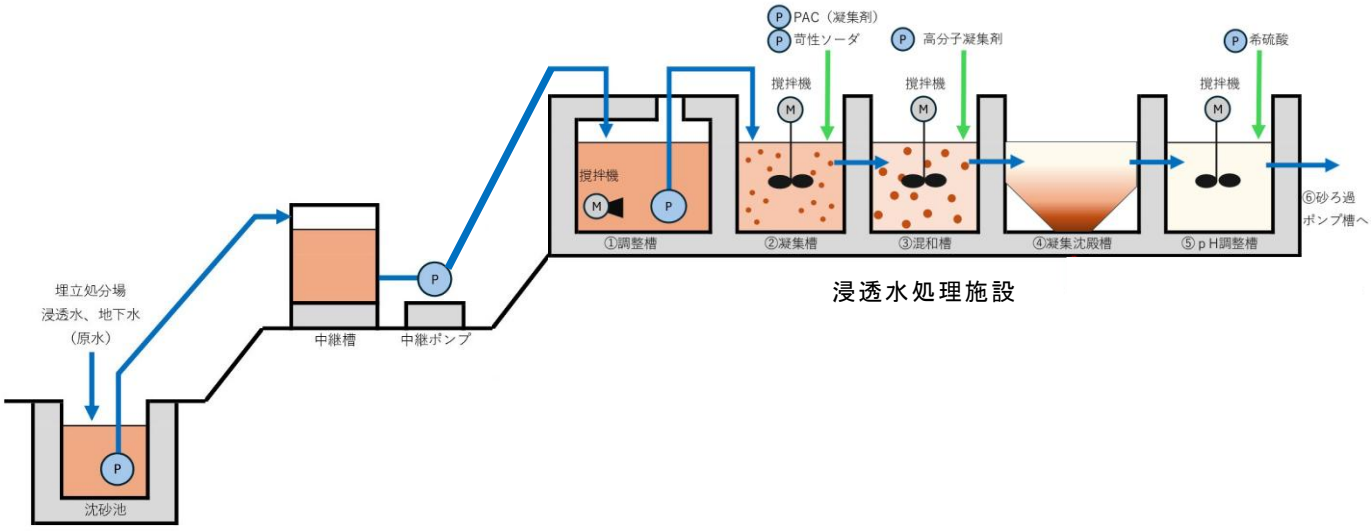

浸透水処理施設の概要

②水質調査

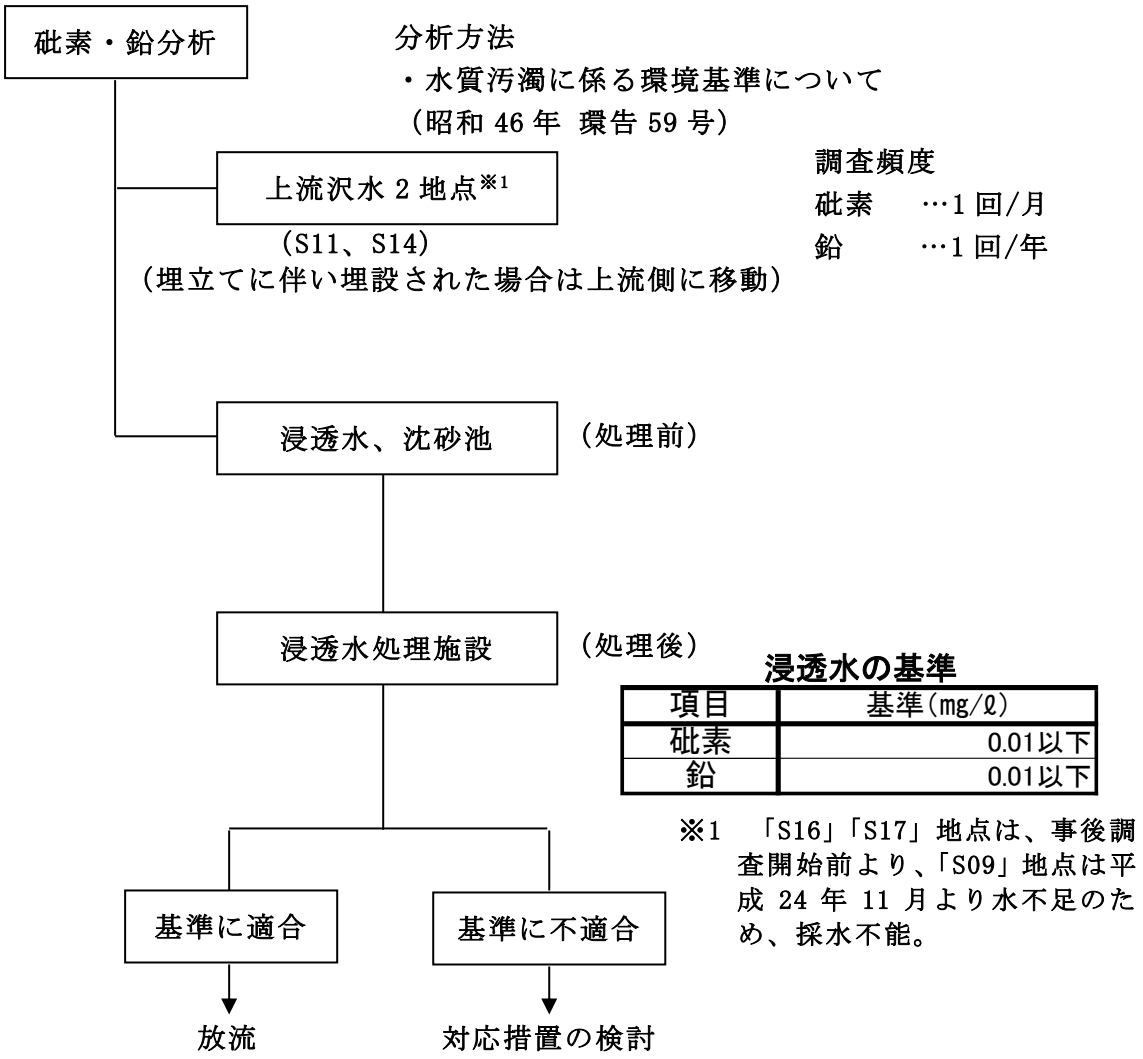
砒素・鉛分析
分析方法
・水質汚濁に係る環境基準について
（昭和 46 年 環告 59 号）
上流沢水 2 地点※1
（S11、S14）
（埋立てに伴い埋設された場合は上流側に移動）
調査頻度
砒素　…1 回/月
鉛　…1 回/年
浸透水、沈砂池
（処理前）
浸透水処理施設
（処理後）
浸透水の基準
項目　基準(mg/ℓ)
砒素　0.01以下
鉛　0.01以下
※1　「S16」「S17」地点は、事後調査開始前より、「S09」地点は平成 24 年 11 月より水不足のため、採水不能。
基準に適合
基準に不適合
放流
対応措置の検討

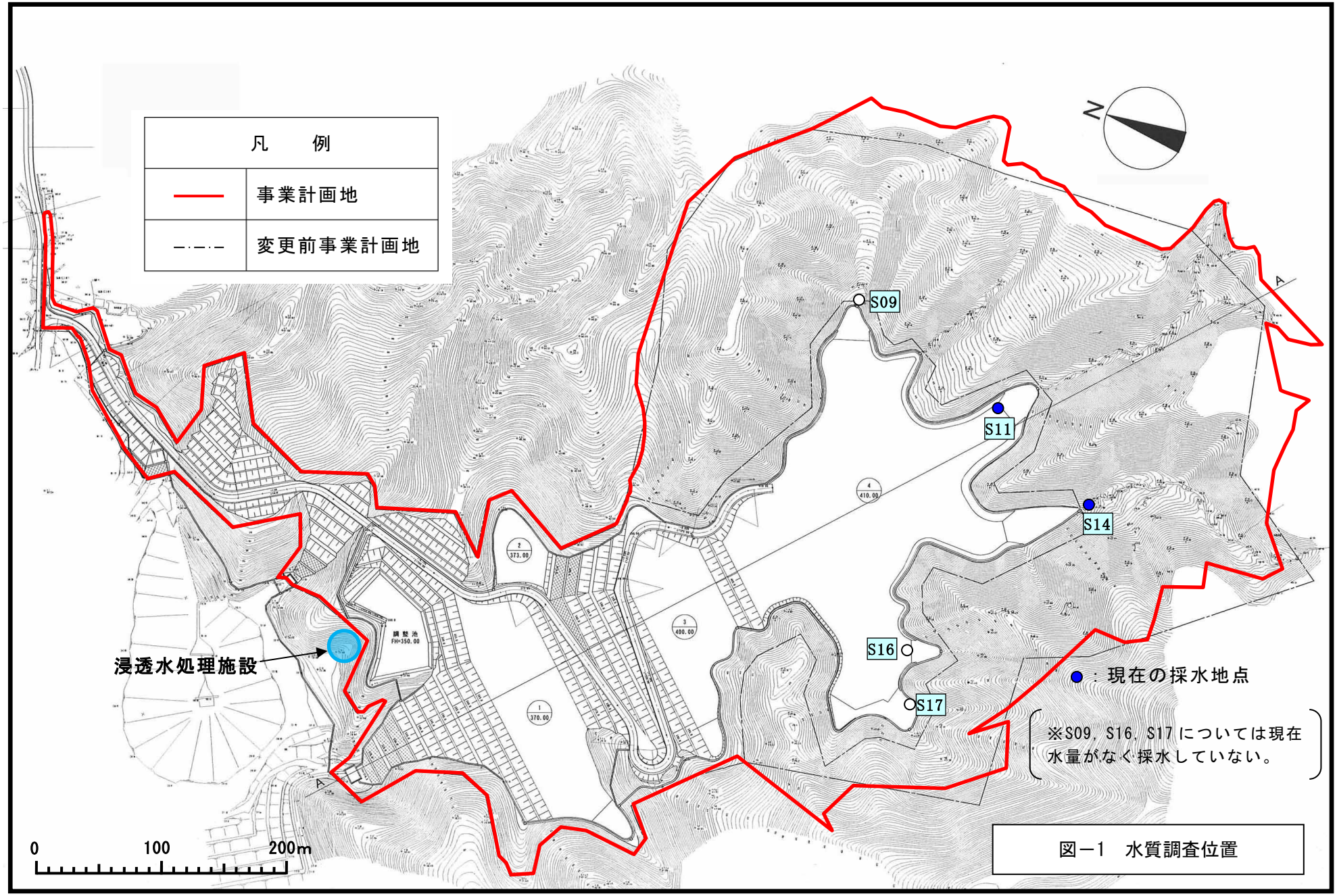
凡　例
事業計画地
変更前事業計画地
N
S09
S11
S14
S16
S17
浸透水処理施設
：現在の採水地点
※S09，S16，S17については現在水量がなく採水していない。
0
100
200m

図－1　水質調査位置

2. 地下水汚染

砒素・鉛分析

分析方法
・地下水の水質汚濁に係る環境基準について
（平成 9 年 環告 10 号）

上流観測井戸　3 地点
〔No.4-3, 6-1(6-2), 8-4〕
（埋立てに伴い埋設された場合は上流に移動）

調査頻度
砒素…1 回/月
鉛　…1 回/年

下流観測井戸　1 地点 （No.1）

基準に不適合

対応措置の検討

地下水の基準　※1

項目	基準
砒素	0.022mg/ℓ
鉛	0.13mg/ℓ

※基準値は、当該処分場埋立前の観測井戸における最高値

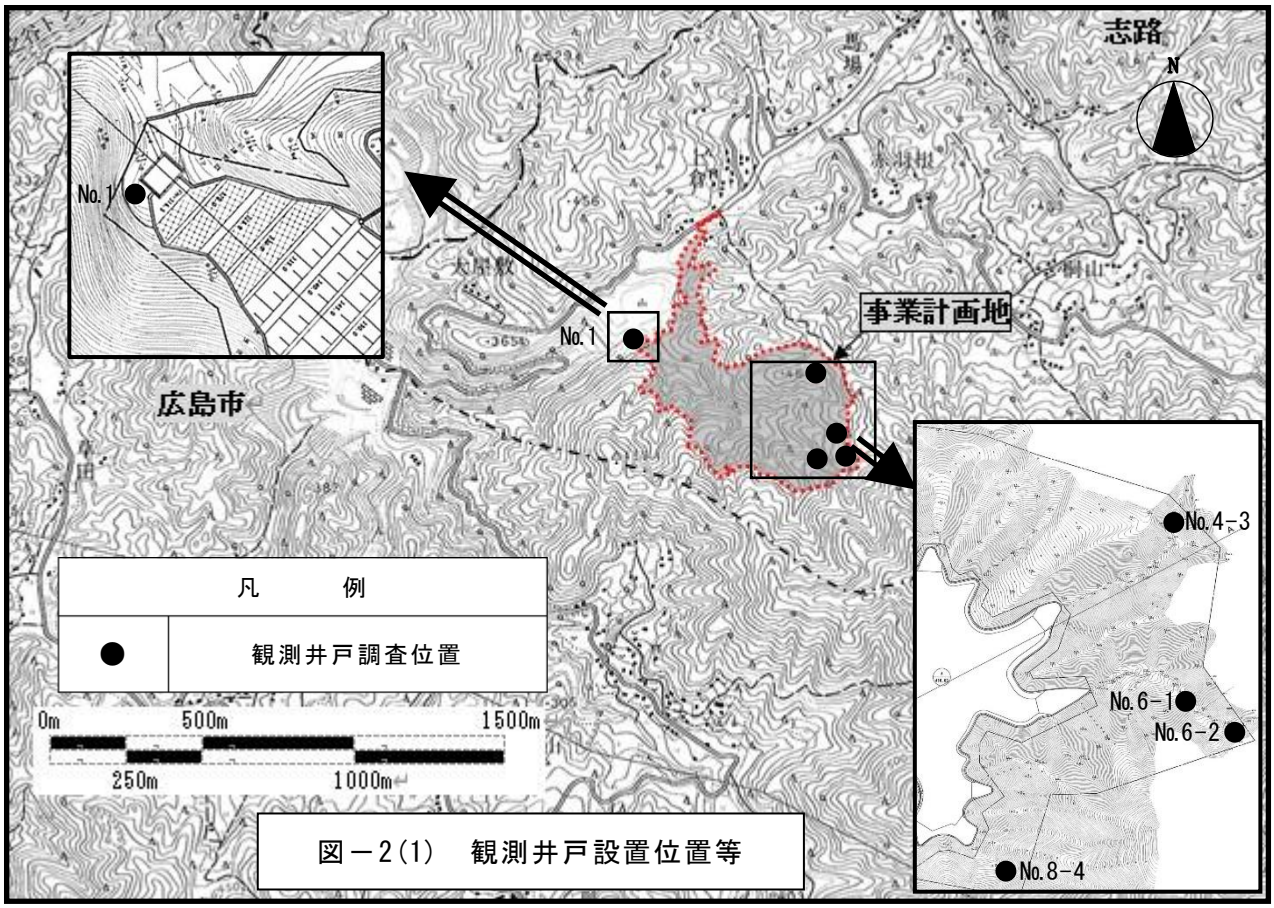

図－2(1)　観測井戸設置位置等

※観測井戸No.6-1 は令和 8 年 5 月に埋立てにより消滅したため，上流側に新たな観測井戸No.6-2 を掘削し，令和 8 年 5 月より採水を開始した。
観測井戸の変遷の詳細は図－2（2）に示す

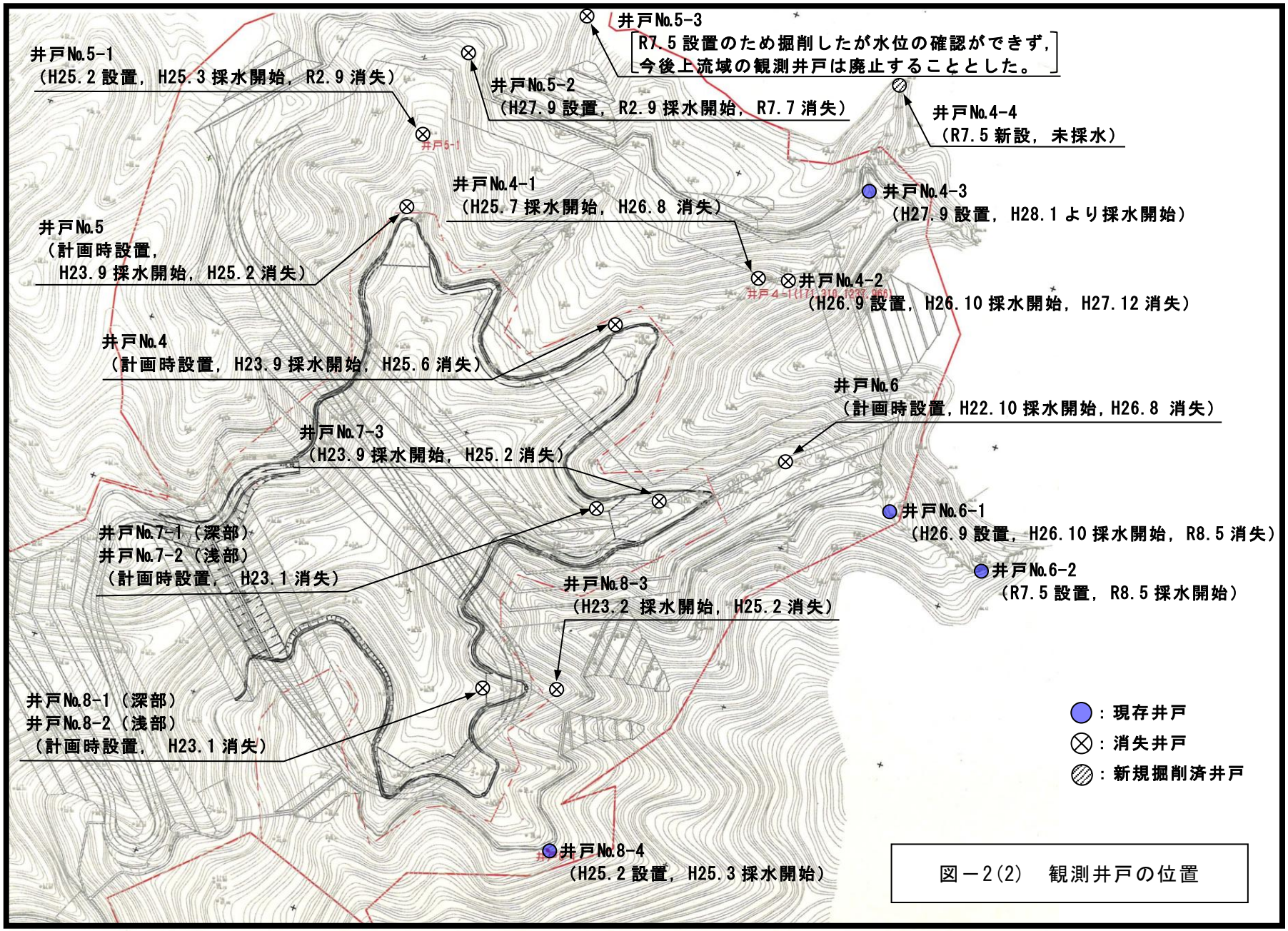
井戸No.5-3
R7.5設置のため掘削したが水位の確認ができず，
今後上流域の観測井戸は廃止することとした。
井戸No.5-1
（H25.2設置，H25.3採水開始，R2.9消失）
井戸No.5-2
（H27.9設置，R2.9採水開始，R7.7消失）
井戸No.4-4
（R7.5新設，未採水）
井戸No.4-1
（H25.7採水開始，H26.8 消失）
井戸No.4-3
（H27.9設置，H28.1より採水開始）
井戸No.5
（計画時設置，
H23.9採水開始，H25.2消失）
井戸No.4-2
（H26.9設置，H26.10採水開始，H27.12消失）
井戸No.4
（計画時設置，H23.9採水開始，H25.6消失）
井戸No.6
（計画時設置，H22.10採水開始，H26.8 消失）
井戸No.7-3
（H23.9採水開始，H25.2消失）
井戸No.6-1
（H26.9設置，H26.10採水開始，R8.5消失）
井戸No.7-1（深部）
井戸No.7-2（浅部）
（計画時設置，H23.1消失）
井戸No.6-2
（R7.5設置，R8.5採水開始）
井戸No.8-3
（H23.2 採水開始，H25.2消失）
井戸No.8-1（深部）
井戸No.8-2（浅部）
（計画時設置，H23.1消失）
井戸No.8-4
（H25.2設置，H25.3採水開始）
：現存井戸
：消失井戸
：新規掘削済井戸

図－2(2)　観測井戸の位置

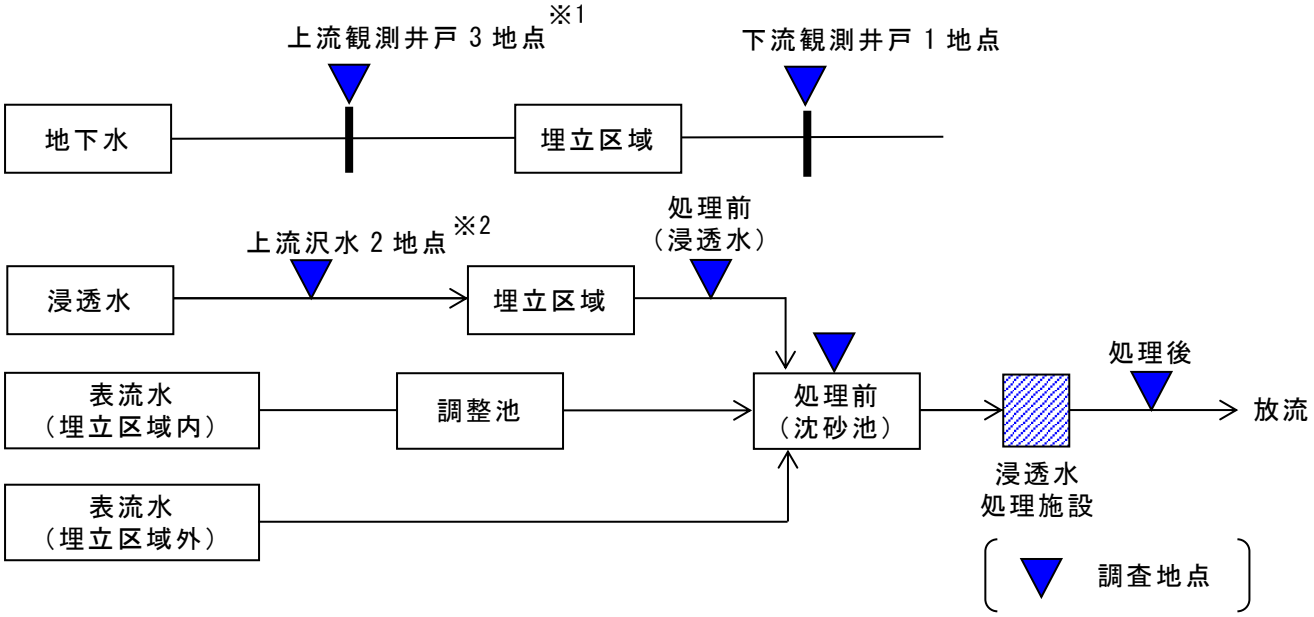

※1 ・事後調査計画時 上流観測井戸地点数は７地点
（No.4, No.5, No.6, No.7-1, No.7-2, No.8-1, No.8-2）
・平成 23 年９月 「No.7-3」,「No.8-3」地点より採水開始
埋立てにより「No.7-1」,「No.7-2」,「No.8-1」,「No.8-2」が消滅したため、それぞれの上流に「No.7-3」及び「No.8-3」を新設。
・平成 25 年３月 「No.5-1」,「No.8-4」地点より採水開始
埋立てにより「No.5」及び「No.8-3」が消滅したため、それぞれの上流に「No.5-1」及び「No.8-4」を新設。
また、「No.7-3」も消滅したが、同じ水系の上流に「No.6」が位置していたため、新たな井戸は設置せず。
・平成 25 年７月 「No.4-1」地点より採水開始
埋立てにより「No.4」が消滅したため、上流に「No.4-1」を新設。
・平成 26 年９月 「No.4-1」,「No.6」採水不能
平成 26 年８月 20 日の降雨により消滅したため、上流に「No.4-2」及び「No.6-1」を新設。
平成 26 年 10 月より採水。
・平成 28 年１月「No.4-3」地点より採水開始
埋立てにより「No.4-2」が消滅したため、上流に「No.4-3」を新設。
・令和２年９月「No.5-2」地点より採水開始
埋立てにより「No.5-1」が消滅したため
なお、「No.5-2」は「No.5-1」の上流に平成 27 年９月に新設。
・令和７年７月
埋立てにより「No.5-2」が消滅することから上流側に「No.5-3」として新規掘削したものの、水位が確認できず、「No.5-2」は廃止することとした。
・令和８年５月
埋立てにより「No.6-1」が消滅したため、上流に「No.6-2」を新設し採水開始。
ただし,「No.6-2」は令和７年５月に新規掘削済。

※2 ・事後調査計画時 上流沢水調査地点は５地点
（S09, S11, S14, S16, S17）
・事後調査開始前より、「S16」,「S17」は水量不足により採水不能のため、調査地点とせず。
・平成 24 年 11 月 「S09」地点の水量不足により採水不能のため、調査地点とせず。

図－3 水質・地下水調査フロー図

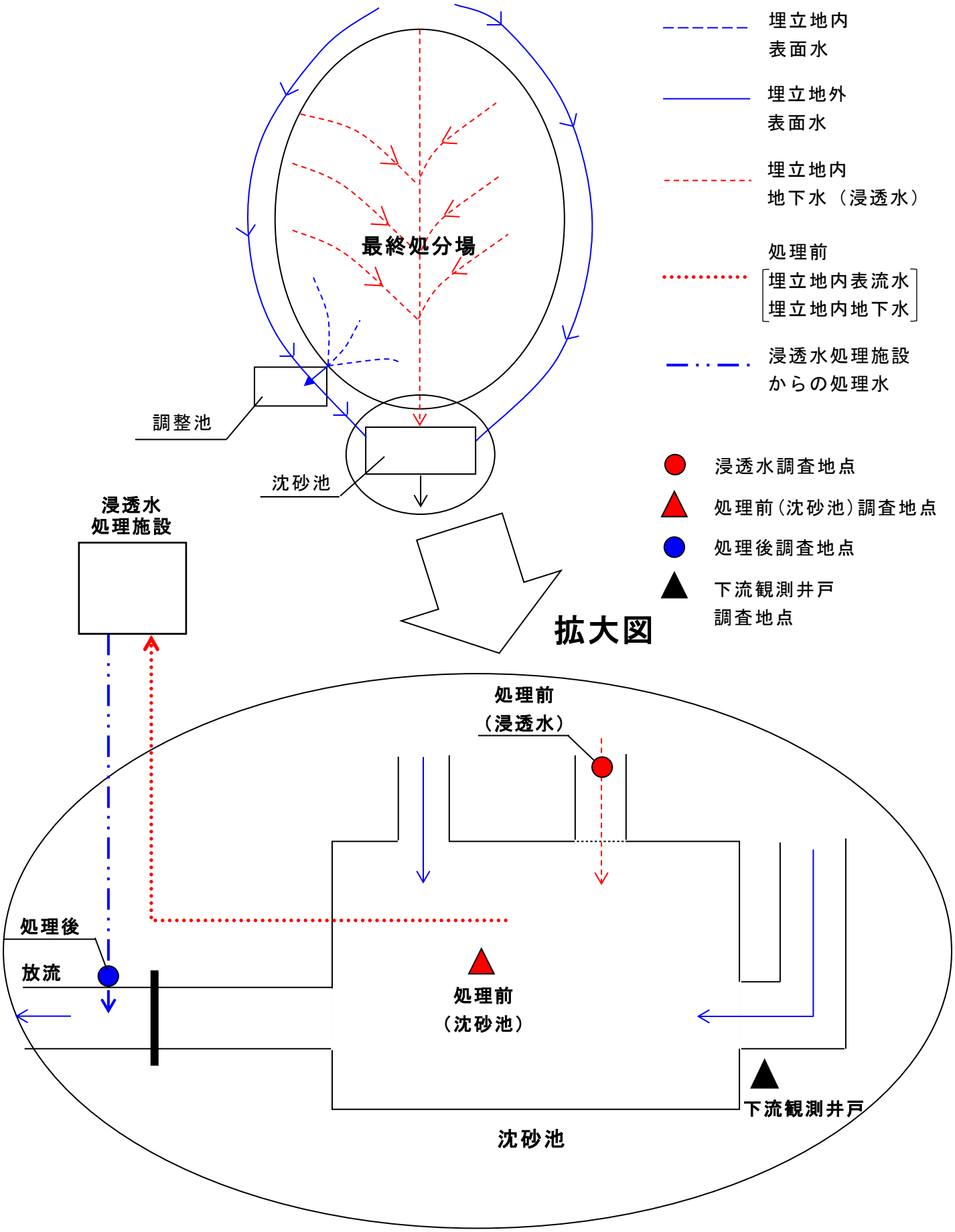

図－4　水質・地下水調査位置（最下流）

3.土壌汚染

①土壌汚染対策法第 14 条の指定の申請

土壌汚染対策法が改正（平成 22 年 4 月 1 日施行.法律第 23 号）され、一定規模以上の土地の形質変更時には形質変更の届出が必要となり、当該土地に土壌汚染のおそれがあると認められるときは、広島市長により土壌汚染状況調査の実施命令が発令されることとなった。(法第 4 条)

しかし、法第 4 条では形質変更部分（掘削）のみの指定となり、今後の埋立て行為に支障があるため、法第 14 条の指定の申請（砒素）を行い、規制対策区域として適切に管理することとした。

②土壌調査

＜地表（概ね深さ 50 ㎝程度）調査＞

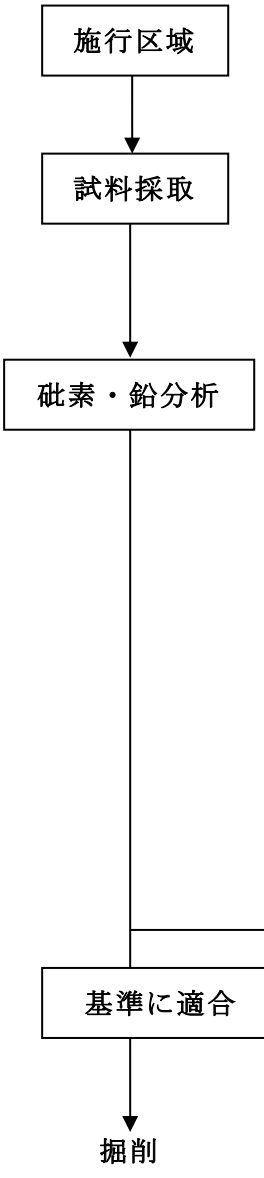

（毎年施行範囲を設定）

立木伐採後、試料採取は施行計画より 1 ヶ月の作業※1 を代表する 1 地点とし、20m格子内で選定する。

（調査頻度　1 回/月）

分析方法

・土壌溶出量…環境省告示第 18 号
（平成 15 年 3 月 6 日）

・土壌含有量…環境省告示第 19 号
（平成 15 年 3 月 6 日）

基準

項目	土壌溶出量基準 (mg/ℓ)	土壌含有量基準 (mg/kg)
砒素	0.01以下	150以下
鉛	0.01以下	150以下

※1　1 ヶ月の作業量

（15m×15m×0.5m）/日×24 日/月＝2700 ㎥/月

＜掘削土砂調査＞

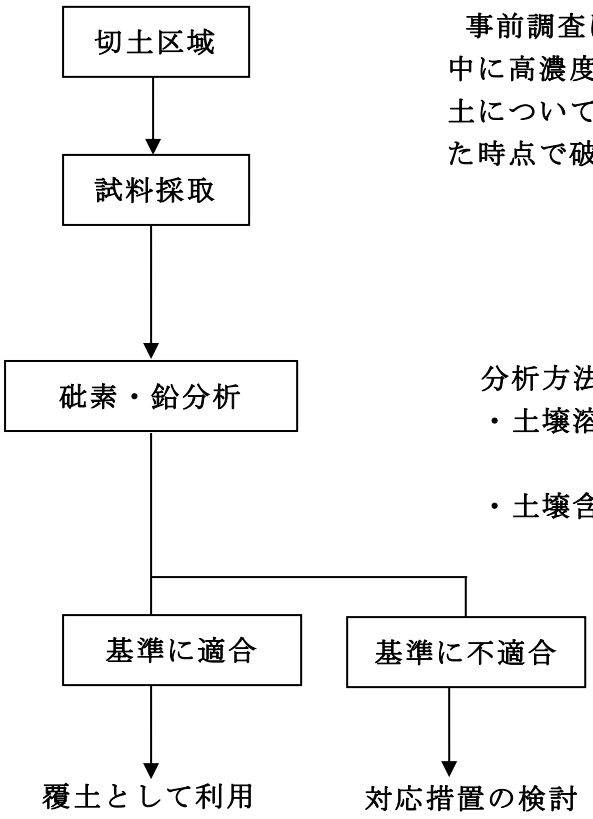

事前調査により、「砒素」は斜面及び底盤中の破砕帯の岩石中に高濃度で分布することが確認されていることから、掘削土については原則深さ 5m ごとにこれらの破砕帯が確認された時点で破砕帯周辺の試料採取を行う。

分析方法
・土壌溶出量…環境省告示第 18 号
（平成 15 年 3 月 6 日）
・土壌含有量…環境省告示第 19 号
（平成 15 年 3 月 6 日）

※今回（令和 7 年 9 月～令和 8 年 8 月）は掘削作業を行わなかったことから、掘削土砂調査は実施しなかった。

別紙 2

表－1　水質・地下水調査結果（砒素）

地点		項目	R7.9.1 採水	R7.10.1 採水	R7.11.6 採水	R7.12.1 採水	基準値
浸透水	浸透水(処理前:浸透水)	砒素（mg/ℓ）	0.039	0.039	0.045	0.096	―
	浸透水(処理前:沈砂池)	砒素（mg/ℓ）	0.038	0.039	0.038	0.039	―
	浸透水（処理後）	砒素（mg/ℓ）	0.008	0.008	0.001 未満	0.001	0.01
地下水	井戸水No.1	砒素（mg/ℓ）	0.013	0.015	0.014	0.012	0.022※1
	井戸水No.4-3	砒素（mg/ℓ）	0.008	0.010	0.010	0.009	―
	井戸水No.6-1	砒素（mg/ℓ）	0.002	0.002	0.002	0.002	―
	井戸水No.8-4	砒素（mg/ℓ）	0.081	0.084	0.085	0.078	―
沢水	沢　S11（No.4）	砒素（mg/ℓ）	0.008	0.006	0.005	0.005	―
	沢　S14（No.6）	砒素（mg/ℓ）	0.006	0.005	0.005	0.003	―

※1.井戸水No.1の基準値は、処分場埋立前の観測井戸における最高値　　砒素の定量下限値 0.001 mg/ℓ

※2.令和７年11月４日　砒素吸着剤交換

<水質・地下水>

表－2　水質・地下水調査結果（砒素）

地点		項目	R8.1.5 採水	R8.2.2 採水	R8.3.9 採水	R8.4.1 採水	R8.5.11 採水	基準値
浸透水	浸透水（処理前：浸透水）	砒素（mg/ℓ）	0.047	0.054	0.026	0.022	0.040	－
	浸透水（処理前：沈砂池）	砒素（mg/ℓ）	0.039	0.038	0.024	0.021	0.030	－
	浸透水（処理後）	砒素（mg/ℓ）	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
地下水	井戸水No.1	砒素（mg/ℓ）	0.014	0.014	0.012	0.013	0.012	0.022※1
	井戸水No.4-3	砒素（mg/ℓ）	0.010	0.008	0.005	0.005	0.012	－
	井戸水No.6-1	砒素（mg/ℓ）	0.003	0.004	0.002	0.001	－	－
	井戸水No.6-2	砒素（mg/ℓ）	－	－	－	－	0.006	
	井戸水No.8-4	砒素（mg/ℓ）	0.092	0.087	0.074	0.069	0.067	－
沢水	沢　S11（No.4）	砒素（mg/ℓ）	0.004	0.004	0.004	0.004	0.006	－
	沢　S14（No.6）	砒素（mg/ℓ）	0.003	0.002	0.003	0.004	0.005	－

※1.井戸水No.1の基準値は、処分場埋立前の観測井戸における最高値　　砒素の定量下限値 0.001 mg/ℓ

※2.令和７年11月４日　砒素吸着剤交換

※3.令和８年５月11日採水分より　「No.6-1」→「No.6-2」

<水質・地下水>

表－3　水質・地下水調査結果（砒素）

地点		項目	R8.6.1 採水	R8.7.1 採水	R8.8.3 採水	基準値
浸透水	浸透水(処理前:浸透水)	砒素（mg/ℓ）	0.044	0.049	0.056	－
	浸透水(処理前:沈砂池)	砒素（mg/ℓ）	0.039	0.045	0.054	－
	浸透水（処理後）	砒素（mg/ℓ）	0.002	0.004	0.005	0.01
地下水	井戸水No.1	砒素（mg/ℓ）	0.013	0.016	0.014	0.022※1
	井戸水No.4-3	砒素（mg/ℓ）	0.008	0.008	0.009	－
	井戸水No.6-2	砒素（mg/ℓ）	0.002	0.003	0.003	－
	井戸水No.8-4	砒素（mg/ℓ）	0.074	0.074	0.067	－
沢水	沢　S11（No.4）	砒素（mg/ℓ）	0.008	0.006	0.008	－
	沢　S14（No.6）	砒素（mg/ℓ）	0.007	0.005	0.006	－

※1.井戸水No.1の基準値は、処分場埋立前の観測井戸における最高値　　砒素の定量下限値 0.001 mg/ℓ

※2.令和７年11月４日　砒素吸着剤交換

※3.令和８年５月11日採水分より　「No.6-1」→「No.6-2」

表－4　水質・地下水調査結果（鉛）

地点		項目	R8.6.1 採水	基準値
浸透水	浸透水（処理前：浸透水）	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	－
	浸透水（処理前：沈砂池）	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	－
	浸透水（処理後）	鉛（mg/ℓ）	0.006	0.01
地下水	井戸水No.1	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	0.13※1
	井戸水No.4-3	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	－
	井戸水No.6-2	鉛（mg/ℓ）	0.004	－
	井戸水No.8-4	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	－
沢水	沢　S11（No.4）	鉛（mg/ℓ）	0.001 未満	－
	沢　S14（No.6）	鉛（mg/ℓ）	0.003	－

※1.井戸水No.1 の基準値は、処分場埋立前の観測井戸における最高値　　鉛の定量下限値 0.001 mg/ℓ

※2.令和 8 年 5 月 11 日採水分より　No.6-1 → No.6-2

＜土壌＞

表－5(1)　土壌分析結果表（砒素）

採取日	調査地点		砒素		備考
			含有量（mg/kg）	溶出量（mg/L）	
基準値			150	0.01	
定量下限値			0.1	0.001	
R7.5.21	No.6-2	-0.5m	12	0.007	在来地盤より-0.5m地点
R7.5.22	No.4-4	-0.5m	2.1	0.001	在来地盤より-0.5m地点

※新設井戸：No.6-2 は R8.5 より採水，No.4-4 は未採水

表－5(2)　土壌分析結果表（鉛）

採取日	調査地点		鉛		備考
			含有量（mg/kg）	溶出量（mg/L）	
基準値			150	0.01	
定量下限値			0.5	0.001	
R7.5.21	No.6-2	-0.5m	50	0.004	在来地盤より-0.5m地点
R7.5.22	No.4-4	-0.5m	17	定量下限値未満	在来地盤より-0.5m地点

※新設井戸：No.6-2 は R8.5 より採水，No.4-4 は未採水

（別紙）地下水等測定地点

調査実施状況	井戸水																			沢水					浸透水			
	（下流地点）	（上流地点）																										
	No.1	No.4	No.4-1	No.4-2	No.4-3	No.4-4	No.5	No.5-1	No.5-2	No.6	No.6-1	No.6-2	No.7-1	No.7-2	No.7-3	No.8-1	No.8-2	No.8-3	No.8-4	S09	S11	S14	S16	S17	処理前	処理後	放流槽	処理前（沈砂池）
事後調査計画策定時	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○	－	○	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－
平成24年度報告分（実施期間：H23.9～H24.9）	○	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－			新設○（No.8-1代替）（No.8-2代替）			新設○（No.8-2代替）	－	○	○	○		○	○	○	－
平成25年度報告分（実施期間：H24.10～H25.8）	○	○（期間中消失）	新設○（No.4代替）	－	－	－	○（期間中消失）	新設○（No.5代替）	－	○	－	－						○（期間中消失）	新設○（No.8-3代替）	○	○	○			○	○	○	－
平成26年度報告分（実施期間：H25.9～H26.9）	○		○	－	－	－		○	－	○	－	－							○		○	○			○	○	○	－
平成27年度報告分（実施期間：H26.10～H27.8）	○			新設○（No.4-1代替）	－	－		○	－		新設○（No.6代替）	－							○		○	○			○	○	○	－
平成28年度報告分（実施期間：H27.9～H28.8）	○			○（期間中消失）	－	－		○	新設（採水なし）		○	－							○		○	○			○	○	○	－
平成29年度報告分（実施期間：H28.9～H29.8）	○				新設○（No.4-2代替）	－		○	－		○	－							○		○	○			○	○	○	－
平成30年度報告分（実施期間：H29.9～H30.8）	○				○	－		○	－		○	－							○		○	○			○	○	○	－
令和元年度報告分（実施期間：H30.9～R1.8）	○				○	－		○	－		○	－	消失	消失		消失	消失		○		○	○	調査対象外（水量不足）		○	○	○	－
令和2年度報告分（実施期間：R1.9～R2.8）	○	消失			○	－	消失	○	－		○	－						消失	○	調査対象外（水量不足）	○	○			○	○	○	－
令和3年度報告分（実施期間：R2.9～R3.8）	○		消失		○	－			○	消失	○	－			消失				○		○	○			○	○	○	－
令和4年度報告分（実施期間：R3.9～R4.8）	○			消失	○	－			○		○	－							○		○	○			○	○	○	－
令和5年度報告分（実施期間：R4.9～R5.8）	○				○	－			○		○	－							○		○	○			○	○	○	－
令和6年度報告分（実施期間：R5.9～R6.8）	○				○	－		消失	○		○	－							○		○	○			○	○	○（R5.9～R6.5）※浸透水処理施設新設により採水停止。	○（R6.6～R6.8）※浸透水処理施設新設により採水開始。
令和7年度報告分（実施期間：R6.9～R7.8）	○				○	新設（採水なし）			○（R7.7消失）		○	新設（採水なし）							○		○	○			○	○	－	○
令和8年度報告分（実施期間：R7.9～R8.8）	○				○	－			消失		○（期間中消失）	○							○		○	○			○	○	－	○

<参考資料>